

訴 状

平成26年11月18日

東京家庭裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

本籍 東京都世田谷区桜新町二丁目40番

住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田3丁目52番8号

原 告 フ グ 田 マ ス オ

〒104-0061

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップボーンビル1階
さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 五 箇 権 兵 衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

本籍 東京都世田谷区桜新町二丁目40番

住所 〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2丁目40番5号

被 告 フ グ 田 サ ザ エ

離婚等請求事件

訴訟物の価額 金300万円

ちょう用印紙額 金2万円

第1 請求の趣旨

- 1 原告と被告とを離婚する。
- 2 原告と被告との長男タラオ（平成23年10月10日生）の親権者を原告と定める。
- 3 被告は原告に対し、金300万円及び同金員に対する離婚判決確定の日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第3項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者について

- (1) 原告と被告は、平成22年6月15日、婚姻した。
- (2) その後すぐに長男フグ田タラオ（以下、「タラオ」という）をもうけ、
同人は平成23年10月10日に誕生した（現在満3歳）。
- (3) なお原被告間にタラオ以外の子はいない。

2 夫婦関係の経過

- (1) 原被告は両名とも福岡市の出身であり、同市内で見合いの末、婚姻した。その頃被告の父である訴外磯野波平（以下、「波平」という）は株式会社山川商事（以下、「山川商事」という）の福岡支社に勤務していたが、東京本社に転勤となり、妻の訴外磯野フネ（以下、「フネ」という。被告の母である）と、当時未成年であった子の訴外磯野カツオ（以下、「カツオ」という。被告の弟である）及び訴外磯野ワカメ（以下、「ワカメ」という。被告の妹である）を連れて、一家で東京に移住することとなった。

原告は、被告は福岡市内に残って自分との婚姻生活を始めるものだと考えていたが、予想に反して、被告は東京に移住して父母やきょう

だいの近くで生活することを強く希望した。

原告は当時海山商事株式会社（以下、「海山商事」という）の福岡営業所に勤務しており、被告が東京に移住するとなると結婚生活がおくれなくなる状態であった。原告はその旨被告に説明して理解を求めたが、被告は「あんたは一人っ子だから私と弟や妹の絆は分からない」「会社なんて東京への転勤にしてもらえばいいでしょ。父さん（波平を指す）も転勤なんだから」などと述べて、まるで聞く耳をもたなかった。

この点を被告から聞いた波平やフネも、「結婚したばかりの新妻の願いも聞いてやれないとは度量の狭い夫だ」という趣旨のことを繰り返し述べて原告を責める有様であった。

原告は仕方なく海山商事の人事部に転勤について相談し、かなりの無理を言って東京本社への転勤を認めてもらった。当時の海山商事の就業規則においては、労働者の側から申し出た配転が認められるのは、子の養育、親の介護等具体的な必要性がある場合に限られており、そのような事情のなかった原告は、部署の変更や賃金の低下といった事態を甘受せざるを得なかった。移転先の東京本社の部署でも、原告は同僚から「変な時期に転勤をしてきた社員」と奇異の目で見られ、コミュニケーション上もかなりの気苦労を伴った。

(2) 原被告は東京への移住後しばらく、波平ら磯野家が住む実家（以下、単に「磯野家」という）の近くの借家で2人暮らしをしていた。

しかし、平成23年10月10日にタラオが生まれてから、被告は育児の大変さなどについて頻繁に原告に不満を漏らすようになり、次第に前記した実家で波平の一家と同居することを強く希望するようになった。新婚で幼子を抱えた夫婦が、妻の実家で妻の父母や弟妹と同居することに強く違和感を覚えた原告は、「それはおかしい」などと被告

に申し向けて再考を求めたが、被告は頑として聞かなかった。

また、東京への転勤の時と同じく、被告の要望を聞いた波平やフネは「わしらと一緒に住むのがそんなに嫌か」「そんなことではこれからの夫婦生活は一緒にやっていけないぞ」などと述べて被告の肩を持ち、原告を非難した。

最終的に被告は、原被告一家が住んでいた借家の木製の塀を、所有者の大家に無断で解体して薪として用い、大家から同所を追い出されるように仕向けるという前代未聞の行動に出た。

大家から退去を求められた原告は渋々ながらこれに応じ、平成24年2月初頭から、被告とタラオと共に磯野家で波平らとの同居生活を始めた。しかし被告は借家を追い出された原因について「マスオさんが勝手に塀を壊しちゃって」などという虚偽の事実を臆面もなく波平やフネに述べていた。

(3) 原被告とタラオは磯野家の一室を夫婦の寝室としてあてがわれた。

廊下をはさんでこの部屋の向かい側にカツオとワカメの部屋があり、両室は襖2枚で区切られているだけであった。

まだ小学生であったカツオやワカメは、夫婦の営みに無頓着であり、就寝前にも断りなくズカズカと原被告の部屋に上り込んでくるのが度々あった。音漏れやカツオ・ワカメの不意の訪問を危惧した原告は、磯野家に移ってから被告と性行為に及ぶことが一切なくなった。原被告の間には現在に至るまで2年9ヶ月の長きにわたり性的関係がない。

(4) 磯野家は家長の波平の言動が絶対的であり、波平が多少理不尽なことを言っても逆らえない風潮が家中にあった。原告が波平の言動のおかしい点を指摘しても、フネや被告は助け船を出さず、却って（波平に逆らう）原告に「なんでお父さんの言うことが聞けないの」「あなたが逆らうと私にまでとぼちりがくる」などと述べて同人を非難した。

平成24年の春頃、波平が「実演販売をしていた」などと述べて、勤務先からの帰りに「全自動卵割り器」なる器具を買ってきたことがあった。卵などわざわざ器具を使って割るまでもなく、手で割れば足りるものであるため、そのような器具を買うのはお金の無駄であるし、むしろ器具の洗浄や手入れ等で手間がかかると原告は考えたが、フネや被告から制止されたため、原告にその考えを伝えることはできなかった。その日は波平の顔を立てるために、卵を大量に用いるすきやきを夕食にすることになったが、原告もフネや被告から促されて「びゃあゝあゝあうまひいゝいゝ」「やっぱり、機械で割った卵は一味違いますねえ」などと心にもないおべんちゃらを並び立てた。

フネと被告は、波平の機嫌を維持するために全自動卵割り器を褒め称え続けたため、波平は自分が家族の役に立っていると勘違いし、翌朝には自ら早起きして不格好な目玉焼きを食べきれないほど大量に作る有様であった。

波平がこの全自動卵割り器を買っていることを知らなかった訴外波野ノリスケ（波平の妹の息子（甥））であり、磯野家の近所に住んでいる。以下、「ノリスケ」という）が磯野家を訪れた際、たまたま全自動卵割り器の話題になり、ノリスケは同器に対して原告が思っていたことと同じ内容を直接波平に述べた。これを聞いた波平はノリスケに激怒し、「お前は当分出入り禁止だ！」などと極めて狭量で理不尽なことを述べ、磯野家の中にも数日間不穏な空気が漂っていた。原告も、波平のご機嫌取りに腐心したものである。

(5) 波平が勤める山川商事の東京本社と、原告が勤める海山商事の東京本社では、前者の方が磯野家から遠く、出勤時間を加味しても波平の方が1時間ほど早く磯野家を出立する必要があった。

しかし道中の話し相手を求めた波平は原告に同じ時間での出立を求

め、原告は1時間早く起床することを余儀なくされた。これについても「お父さんの機嫌を損ねたくない」とフネや被告は修正をしようとしなかった。

原告は波平の出勤時間に合わせるために1時間早く起床し、時間的に行けるところまで波平についていった後、反転して山川商事に向かうという生活を送るようになった。その間電車の中で延々と波平の大しておもしろくもない話を聞かされたが、原告が眠い素振りを見せたり、興味のないような生返事をしたりすると途端に不機嫌になった。そのため原告は睡眠時間が1時間削られている状態で、波平の機嫌を損ねないように気の利いた相槌や返答をするように集中する必要があった。

退勤時も、波平は頻繁に原告を飲みに誘った。原告はその席でも上記の大して面白くない話を延々と聞かされ、適切な相槌や返答でこれに応じることを余儀なくされた。

このような波平の生活に付き合わされた原告は徐々に睡眠時間が短くなり、困憊していったが、そのことを被告に述べても、「お父さんには逆らえない」などと述べるばかりで自体は変わらなかったし、波平と原告が深酒して帰った日などには「どうしてお父さんを止めなかったの」などと逆に激昂されることもあった。

このように閉鎖的で波平に服従せざるを得ない磯野家での生活に原告は常々大変な息苦しさを感じていた。

(6) 被告は専業主婦であり無収入だったため、本来タラオの面倒を全て見るべき立場にあったがこれを果たさず、タラオはしばしば放置され、一人で遊ぶことが多かった。その間被告は私物の買い物に興じたり、後述するような不貞に勤しんだりしていた。

平日の日中は、波平と原告が出勤し、カツオとワカメは学校に行っ

ているため、磯野家にいるのは被告・フネ・タラオの3名のみとなる。被告はフネに外出の用事がある時を見計らって、タラオをノリスケの家に預けるなどして、頻繁に不貞行為に及んでいたものであり、育児放棄も甚だしい。

(7) 被告は複数名の男性と不貞関係にある。

ア その中で最も多く肉体関係を持っているのは、磯野家に入出入りする三河屋という酒屋の従業員、三郎（苗字不明）である。

三郎は従前の従業員が三河屋を退職した後、平成23年12月頃から磯野家の御用聞きに来るようになった。三郎は当時まだ19歳であったが、まだ少年のあどけなさが残る若き奔放な性に触れた被告は、この上もない回春に身悶えし、その頃から三郎との不貞を重ねるようになった。

当初三郎は月に1回程度磯野家を訪問するのみであったが、被告との不貞を始めてから訪問頻度が2週間に1回程度に倍増し（そのせいで日本酒や味噌といった三河屋の商品の購入量も微増した）、また平日の昼間の人気のない時間を狙って磯野家に来るようになった。被告は三郎と共謀し、密会の際には予めフネも不在の日を選び、またその日はタラオをノリスケの家に預けるなどして、意図的に家に一人の状況を作り出していた。そのうえで、2人は原被告夫婦の寝室で、原被告も普段用いる布団の上での不貞に勤しんでいた。

平成24年6月頃になんとなしに被告の携帯電話をのぞいた原告は、被告が原告の知らない男性にしたしげなメールを送っているのを発見したため、これをもとに被告を問い詰めた。被告は当初は否定していたが、やがて三郎と2週間に1回程度の頻度で、原被告の寝室での不貞に及んでいることを認めたため、原告はその旨認める念書を被告に書かせるとともに、不貞を認める内容の被告の発言を

録音した。このとき被告は「タラオを妊娠して以降原告が被告に構ってくれなくなった」という趣旨の言い訳を悪びれもせずに述べていた。

ウ しかし原被告の寝室で、原被告が普段用いる布団の上で不貞が行われていたことに堪えがたい精神的苦痛を負った原告は、同室に入るだけで吐き気や悪寒を催すようになり、同室での起臥寝食ができなくなった。そのため原告は平成24年6月25日から客間で寝泊まりをするようになった。この日から家庭内別居が始まったのである。

エ なお被告は、同じように原告が構ってくれなくなったという理由で、平日の日中に一人で家にいる間、隣家に住む作家の伊佐坂難物とも不貞に及んでいたようである。この際用いられたのもやはり原被告の寝室であった。

オ その他、原告が磯野家に連れてきたことのある同僚の穴子や、前記のノリスケとも不貞に及んでいた形跡がある。ノリスケの勤務先は出版社であり、前記の伊佐坂の担当編集者をしているため、同人が平日の日中に磯野家付近を訪れる機会が多いものである（また伊佐坂は遅筆で有名なため、担当編集者を待たせることも多く、ノリスケも「伊佐坂に待たされた」などと言いつくして不貞のための時間を作り出すことが容易であった）。

(8) 上記の通り平成24年6月に三郎との不貞が発覚してからも、なおも被告は三郎や伊佐坂との不貞関係を続けた。

家庭内別居を始めるに当たっては、原告は被告の不貞を波平およびフネにも申し述べ、被告もこの話し合いの場で不貞の事実を認めていたが、両名が被告を特に咎めることはなく、むしろ客間で毎日寝泊まりをする原告に冷ややかな視線を向けていた。

そのため原告は自分の悩みを波平やフネに相談することもできず、波平の通退勤に付き合うことで疲労もどんどん深まっていった原告は、平成25年11月について磯野家を出て、勤務先の近くに一軒家を借り（ここが現住所地である）、一人暮らしを始めた。完全別居が始まったのである。

3 婚姻を継続し難い重大な事由について

以上の通り被告には三郎との間に少なくとも10回以上の不貞関係（民法第770条1項1号）がある。しかもその不貞の態様は、両名共謀のう え計画的に日時を選定し、原被告の寝室を用いて原被告の布団の上で行われたものであり、非常に悪質で原告に与えた精神的苦痛は大きい。その間タラオもノリスケの家に預けられるなどして、被告はその養育を放棄していたものである。

その他、被告は伊佐坂・穴子・ノリスケといった相手とも不貞を重ねていた。

そもそも原告は自らの意思に沿わない形で東京への移住を余儀なくされ、やはり自らの意思に沿わない形で波平ら磯野家との同居生活を始めさせられたものであって、原被告間の性交渉はこれによってぱたりと途絶えてしまった。

波平は横暴で理不尽な頑固者であり、日々の通退勤等における言動で原告に精神的苦痛を味わわせ続けた。この状況の解消を求めてもフネや被告は「お父さんの機嫌を損なわせたくない」などと述べて全く原告の心情に理解を示さず、ますます原告を追い詰めていった。上記の不貞もあって、原告は被告に対する愛情を完全に喪失し、すでに家庭内別居を始めてから2年5ヶ月程度、完全別居を始めてから1年程度が経過している。

このような原被告については、民法第770条1項1号及び5号に定める「婚姻を継続し難い重大な事由」が認められる。

4 慰謝料について

上記の通り悪質な態様の不貞によって原告は筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を負ったものであり、これに対する慰謝料は300万円を下らない。

5 親権者について

従前述べている通りであるが、被告は専業主婦であり、日中は働いている原告に変わってタラオの面倒を見るべき立場にしながら、同人を漫然とノリスケの家に預けるなどして不貞に勤しんでいたものである。

不貞の理由も「タラオを妊娠してから原告が構ってくれなくなった」というものであって、子どもが生まれても自分のことを優先する被告の思想が如実に表れている。このような被告の下にタラオを置けば、不特定多数の男がとっかえひっかえされる悪質な環境の中、十分な養育もうけられないままに過ごすことになり、タラオの心身の成長に深刻な害を及ぼすことは明白である。

親権者は、原告と定められるべきである。

6 調停について

原告は被告を相手方とし、本訴請求と同旨の離婚、慰謝料の支払、原告をタラオの親権者として定めることを求めて調停を申し立てた（御庁平成26年（家イ）第4002号）が、慰謝料の数额と親権について協議が整わず、同手続きは調停不成立により終了した。

7 結語

よって原告は、請求の趣旨記載の判決を求めるものである。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 DVD記録映像

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号証写 | 各 2 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 | 戸籍謄本 | |
| 5 | 委任状 | 1 通 |

以 上